平成２８年（フ）第２３４号
愛知県岡崎市樫山町字茱萸蔓４番地
債務者　大河内千鶴
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
大阪府泉大津市楠町西４番15号
債務者　遠藤　智男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
大阪府和泉市府中町４丁目11番15―405号
債務者　西中　勇輔
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
大阪府岸和田市土生町1259番地の１フラワーハイツムラナカ207号
債務者　上田　　渡
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
大阪府泉大津市森町２丁目９番５―101号ガーデンパレス21
債務者　西住　　崇
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
大阪府和泉市尾井町１丁目１番21―103号
債務者　野崎シーラこと　ＮＯＺＡＫＩ　ＳＨＥＩＬＡ　ＮＥＰＯＭＵＣＥＮＯ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
大阪府阪南市桃の木台６丁目10番地の１
債務者　坂下　公子（旧姓宇佐見）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７７号
大阪府和泉市唐国町３丁目16番54号
債務者　長谷川和美（旧姓伊藤・大谷）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―416号
債務者　日置　隆志
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
大阪府泉大津市千原町２丁目11番14号
債務者　池田　茂一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
大阪府泉大津市千原町２丁目11番14号
債務者　池田とみえ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
大阪府岸和田市小松里町2254番地　第二ホワイトシャルム103号、前住所島根県浜田市元浜町211番地７
債務者　石井　摩也
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
大阪府岸和田市八阪町３丁目４番２―201号
債務者　河野　晃久
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
大阪府貝塚市澤157番地３グレイスコートたちばな905号
債務者　平野　美穂（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
大阪府和泉市小田町２丁目23番84号
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
大阪府岸和田市下池田町３丁目１番33―205号
債務者　入江　久良
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
大阪府岸和田市小松里町1226番地の４、前住所大阪府岸和田市大町３丁目12番２号
債務者　長瀧　達哉
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係